隠れたる市民社会 — 引き延ばされた社会契約の結び直し——

都 築 勉

概 要

冷戦の終焉と湾岸戦争は日本の安全保障の考え方に転換を迫った。日本国憲法が掲げる 平和主義は日本の海外での武力行使を禁じているし、冷戦下であればアメリカはソ連や中 国に対抗するために自動的に日米安保体制の継続を図った。しかし今や日本に何ができる かが問われるようになった。それは日本の市民社会が、自分たちが作る政府に何をさせる かを改めて付託する社会契約の結び直しのチャンスを意味した。ときあたかも昭和天皇の 死去やバブル経済の崩壊により先行きが不透明になる中で、新しい市民社会の思想を創造 する試みにはさまざまな困難が伴った。湾岸戦争を経て、論壇では平和基本法ないしは安 全保障基本法を制定する提言がなされたが、世論はそれらを必ずしも十分には受けとめな かった。政治の争点はむしろ内向きの政治改革として設定された。そして日米安保条約の 再定義が実現したとき、日米関係は再び非対称な形で固定されることになった。

キーワード

冷戦の終焉, 湾岸戦争, 政治改革, 市民社会, 社会契約

序. 課題と視角

かつて 60 年安保のさなかに、丸山眞男は民主主義擁護のスローガンを出すことが肝心の安保問題から国民の目をそらすことになるのではないかという批判に答えて、「安保阻止か民主主義闘争かという二者択一の問題提起がそもそもおかしい…権力にたいする国民の安全感の問題として捉えれば、二つの目標は一致する」と述べた」。もとより丸山は安

¹⁾ 丸山眞男他「現在の政治状況」『世界』1960年8月号,222-23頁.

保問題が複雑微妙であることをよく承知していた。それに比べればともかく強行採決に反対するという立場は単純明快だった。実際、強行採決が行われた5月19日を境に、反政府行動の規模は拡大した。そして、それは戦後民主主義の運動の最大の資産となった。

多くの人が知るように、今日に至るも安保問題は複雑微妙である。日米安保条約はそもそも日本の安全に寄与するのか。アメリカから見て片務的な関係を双務的なものに変えること、言い換えれば対等な軍事同盟にするということは何を意味するのか。日本の自主性とは何か。アジア諸国の理解は得られるのか、等々。外交・防衛当局のみならず、論壇、ジャーナリズムにおいてもなかなか結論は得られない。

第二次世界大戦において、日本国民はおのれの安全保障を政府に委ねることの大いなる危険を知った。戦争は国民に国家権力を容易に信じてはならないことを教えたのである。それが民主主義の原点の思想であることは言うまでもない。丸山が「権力にたいする国民の安全感」を問題にしたゆえんである。もともと政府を作るのは国民の安全を確保するためだが、ほかならぬその政府が国民の安全を侵害する場合がある。だから民主主義には終わりはないし、それは平和主義の思想とも密接な関係を持たざるをえないのだ。この間の事情を坂本義和は、「(軍国主義に一都築)だまされた国民の深い権力不信は、戦後日本に自由主義が根づいていく起点をなした」と見て、「このホッブス的自然状態に似た市民社会、それが戦後の『焼け跡民主主義』の起点だった」とし、「平和主義を原点とする市民の行動が、国家権力のコントロールという機能を、戦後一貫して果たした」(傍点、原文)と述べている²⁾。

内外の脅威から生命や財産の安全を得るために、市民が国民となり、同意に基づいて政府を形成するというのが社会契約説の要諦である³⁾. いつ、どこで、誰が契約を結ぶのかという問題はもちろん存在する. しかしながら、事柄は権利問題であって必ずしも事実問題ではない。すなわち、社会契約説は国家権力の存立根拠を示すものなのである. ここにこの学説が、国家創設の歴史的事実よりも、むしろ支配の正統性の物語を要求する理由がある。

ロバート・ベラーは、人が自己を見出すとは自分の人生の物語を見出すことであり、そ

²⁾ 坂本義和『相対化の時代』(岩波新書, 1997年) 144-45 頁. この部分の初出は「平和主義の逆説と構想」として『世界』1994年7月号.

³⁾ ロックによれば、人が協同体を作るのに同意する目的は、「彼らの所有権の享有を確保し、かつ協同体に属さない者による侵害に対してより強い安全保障を確立し、彼らに安全、安楽かつ平和な生活を相互の間で得させることにある」、鵜飼信成訳『市民政府論』(岩波文庫、1968年)100頁. また、ルソーによれば、社会契約の意義は、「各構成員の身体と財産を、共同の力のすべてをあげて守り保護するような、結合の一形式を見出すこと、そうしてそれによって各人が、すべての人々と結びつきながら、しかも自分自身にしか服従せず、以前と同じように自由であること」に求められる。桑原武夫、前川貞次郎訳『社会契約論』(岩波文庫、1954年)29頁.

れは彼が属するさまざまな共同体から与えられるという趣旨のことを繰り返し述べている. それゆえ「真の共同体とは『記憶の共同体』」のことである4). ベラーの『破られた契約』と『心の習慣』の二つの書物の翻訳が出たのは, 1980 年代から 90 年代にかけてのことだった. 彼は各々の日本語訳に興味深い序文を寄せ, それらの中でアメリカ社会が現在「新しい社会契約」の必要に直面していること, ただしそれはレーガンモデルでも日本モデルでもなくて, 聖書的伝統と共和制的伝統を受け継いだ第三のモデルであるべきこと, 80年代の日本から見ればアメリカの個人主義はもはや行き詰まっているように思えるかもしれないが, お互いに文化の直輸入は困難で, つとめて相互に学び合うことが大切だと控え目に述べている5).

前後してアメリカ以上に「新しい社会契約」の必要に直面したのは日本だった。冷戦の終焉とそれに引き続く湾岸危機は日本の安全保障のパラダイムを変えた。憲法に戦争の放棄と戦力の不保持の規定を持つことが直ちに平和主義の実践を意味し、米ソ対立があるがゆえに、その憲法の存在にもかかわらず日米安保条約を結べば、アメリカは当然に日本を守るという時代は終わった。湾岸危機が起きた当初は「国際貢献」の要請という誤った言葉で捉えられたこのパラダイム転換60は、やがて世界の国々に理解されるような日本自身の主体的な安全保障政策の構築という重い課題をもたらすことになった。

悪いことに、1989年を頂点として、日本はバブル経済のただなかにいた。それがはじければはじけたで、今度は人々は長引く不況に苦しんだ。加えて、昭和天皇の死去は改めてかつての日本の戦争責任の問題を浮上させ、冷戦の終焉という国際環境の変化と、日本帝国主義の被害を受けた東アジア諸国における自由化の進展と、そして第二次世界大戦からまもなく半世紀が経とうとする時間の経過は、大規模な歴史の見直しの作業を開始させた。内外において、過去、現在、未来のすべてにわたって、日本の進路が追及されたと言ってよい。

言うまでもなく、国の安全保障政策は憲法問題に関わる。だが、その意味での憲法問題は単なる条文の変更の問題ではなくて、それを制定する民主主義の手続きの問題でもあり、要するに市民が政府に何を求め、代わりに何を負担するかの社会契約の問題である。大筋を言えば、その種の契約には18、19世紀的な安全保障の条項と、20世紀的な社会保障の条項とが含まれようが、まず何よりも市民であり国民である人々の安全と自由が問題であ

⁴⁾ ベラー『心の習慣』島薗進,中村圭志訳(みすず書房,1991年)97頁以下,186頁以下など. 原著の刊行は1985年.

⁵⁾ ベラー「日本語訳に寄せて」『破られた契約[新装版]』松本滋,中川徹子訳(未来社,1998年)8-10頁. 原著の刊行は1975年.同「日本語版への序文」『心の習慣』 v-vii頁.

⁶⁾ 後述する(2. 湾岸危機)ように、北岡伸一は「そもそも『貢献』という言葉自体、…当事者の使う言葉ではない」と述べている。この指摘については同感である。

る.

こうして89年に始まり、90年代を通じて、新たな日本の国家像が模索された。このたびの模索の担い手は、明治期や敗戦直後と異なり、文字通り日本の市民であり国民であった。時期的には、その間の日本経済の落ち込みに注目して、「失われた10年」と呼ばれる時代に相当する。しかし、ここでの観点からは、それは何ものかを探し求めた10年だった。確かにそこには冷戦期の思考に慣れた惰性も存在した。けれども逆に言えば、それは戦後の日本の平和主義がそれなりに根付いたことの現れでもあった。90年代前半の日本の政治が、有権者国民に対して、海部、宮澤、村山という比較的ハト派の首相を相次いで登場させたのも、そのことの一つの証左である。

けれども、探し物は簡単には見つからず、結論を先に言えば、それはついに 90 年代を通じて未完に終わった. むしろ日米安保の再定義とも再確認とも言われる作業によって、そうした試みはいったん元の鞘に収まったかに見えた. だが、2001 年 9 月 11 日のアメリカ同時多発テロの発生とそれに引き続く事態は、問題が決して終わっていないことを明らかにしたのである.

本稿は、この 90 年代における日本の安全保障問題をめぐる思想変容を追跡する試みである。その際、資料としては主に総合雑誌の論文を用いるが、実はそれらを通じてその奥にいかなる日本の市民社会の姿が見られるかに関心を持つ。社会契約説を援用し、できるだけものごとの根本に立ち返って、黙示的なものであるにせよ、市民ないしは国民の合意内容の有無を検討したい。

ところで市民社会については、東欧諸国の自由化を契機に台頭した「新しい市民社会論」の影響のもとに、今日では国家(政治)のみならず、市場(経済)にも対抗する、自発的結社ないしはいわゆる中間集団の役割に着目する考え方が多数派である?。しかしながら、本稿では、あえて漠然と社会的中間層のことと考えておきたい。政治の中心的な担い手として中産階級(ミドル・クラス)ないしは中間層を想定する見方はアリストテレスにまでさかのぼると言われる8)が、本稿においても、その意味での市民社会がいかなる国家像を形成しつつあるかに照明を当てる。

通常の政治システム論では政府の方がブラックボックスだが、ここではそれをひっくり返して市民社会の方をブラックボックスとして考えたい、すなわち、政府や知識人の政策や言論として市民社会に対して行われる入力がいかなる出力を生むかを、これも政府や知識人における認識と評価を通して考察する。論壇誌が主な資料となるゆえんである⁹⁾.

もとよりここでその存在が前提されている市民社会は多様な側面を持つと考えられる.

^{7) 「}新しい市民社会論」については、山口定『市民社会論』(有斐閣,2004年)の整理が行き届いている.

⁸⁾ ベラー『心の習慣』 x 頁.

たとえば栗原彬は、政治改革の必要が強く叫ばれた時期に、「政治システムは、市民社会の中に利益誘導回路を地下茎のようにはりめぐらして、そこからシステム維持の養分を吸い上げてきたのであって、その欲望の達成方式は『心の習慣』として市民社会に刻印されている」とロバート・ベラーの著書のタイトルを逆手にとって指摘しつつ、「腐っているのは政治の世界ばかりではない。市民社会もまた、明るさと清潔さの中に静かに腐っている。政治改革の声は、政治の世界に向けられるだけでなく、市民社会にも投げ返されねばならない」と述べている100。われわれは市民社会の明るく希望的な面だけをすくい取ることはできないだろう。何らかの概念なくしては現実の認識はかなわぬとしても、できるだけあるがままの市民社会の姿を見たい。

1.89年の思想

世界においてさまざまな変化の兆しが見えた1989年は、わが国においては天皇の死で始まった(1月7日). それは戦後史における初めての経験だった。昭和天皇の死は少なくとも三つのことを人々の意識に上らせた。第一に、死去に至る前年の後半、日本の社会は異例なまでの「自粛の全体主義」に覆われた。それは多分に零落した形ではあれ、かつて戦争への道を地ならしした現人神信仰の突然の再現だった。しかも歌舞音曲の自粛は強制によるよりは、いわば横ならびの行動様式に基づくものであり、そこにはそうした自画像に自身で当惑する日本人の姿さえ見られた。第二に、それはもとより一つの時代の終わりと、平成という未知の元号が冠せられた新しい時代の始まりとを多くの人々に予感させた。念のために繰り返せば、わが国においてはたまたま新しい時代の到来は、冷戦の終焉によってよりも昭和の終焉によって一足先に告げられたのである。そして第三に、昭和天皇の死は、果たして日本国憲法のもとにおける初めての天皇の代替わりがいかにして行われるのかという内外の関心を呼び起こした。

天皇制の問題は、本稿で取り上げる日本の安全保障の問題とは直接には結び付かない. けれども、日本国憲法が掲げる三大価値は国民主権と基本的人権の尊重と平和主義であり、 国民主権の裏側にある象徴天皇制の存続を左右するかもしれない事柄への関心は、この憲 法の制定過程から見ても、平和主義の維持への関心と連動する可能性が大きかった.

⁹⁾ 坂野潤治は歴史の総合的な研究のために、その当時を生きた知識人の見解を参照することの意義を説いている。坂野『昭和史の決定的瞬間』(ちくま新書,2004年)214-16頁。その際、いろいろな立場がありうるとしても、カール・マンハイムが言うように、知識人が政府や本稿で言う社会的中間層から、相対的に「自由に浮動している」ことは想定してよいだろう。

¹⁰⁾ 栗原彬「市民社会の廃墟からー『心の習慣』と政治改革-」『世界』1993年10月号.

すぐ前の第三に述べた内外の関心の一部は、死去の二日後に行われた即位後朝憲の儀に おける新天皇の「お言葉」の中に、「皆さんとともに日本国憲法を守り」という一句が盛 り込まれたことによって早速満たされた。国民に対する「皆さん」という呼びかけととも に、天皇自身が日本国憲法の枠内の存在であることが改めて表明されたわけである。

天皇の代替わりの数々の儀式(大喪の礼は2月24日)を司った竹下登内閣は、あたかも一連の儀式の終了とともに、前年から発覚したリクルート事件の責任を取って退陣を表明した(4月25日). 大平正芳内閣以来、四代の首相が十年の歳月をかけてようやく実現した消費税の導入(4月1日実施)と、まさに天皇の代替わりの円滑な執行とが竹下内閣の業績となった. けれども、このバブル経済のまっただなかの消費税の導入とリクルート事件こそは、その後の90年代の日本の政治経済の重い足かせとなったのである. わけてもリクルート事件の足かせは三重だった. すなわち、この事件に対処しなければならないことと、そのために他の政治課題への取り組みが遅れることと、結果として指導力に欠ける首相を相次いで生み出さざるをえなかったことにおいて.

リクルート事件は自民党のほとんどすべての実力者を巻き込んだために竹下内閣の後継内閣はなかなか決まらず、宇野宗佑内閣が発足したのは6月2日だった。その二日後の4日、中国の北京で天安門事件が起きる。胡耀邦前共産党総書記の追悼をきっかけとする学生たちの民主化要求運動が戦車によって制圧され、多数の死者を出した事件である(まもなく趙紫陽総書記は解任され、江沢民が後継者に就任)。それはこの年の8月から始まり、11月のベルリンの壁の崩壊につながる一連の東欧諸国の自由化、民主化運動の先触れだったが、6月の時点ではもちろんその関連は明らかでなかったし、それらがやがてリクルート事件で揺れる日本の政治に大きな影響をもたらすことになるのも知るよしもなかった。ドイツにおけるベルリンの壁の崩壊が91年のソ連邦の解体にまで進んだのに、中国では軍事的制圧が可能だったのは、もっぱら政府側と運動側の力関係の違いによるものだろう。

天安門事件は当時のわが国ではどのように見られたか. 中嶋嶺雄は今回の運動の意義は「五・四運動に匹敵するもの」とみなし、68年のプラハの春や80年のポーランドの連帯の運動との類似性に言及した上で、「わが国における六〇年安保と比較してみて、そこに多くの共通性があったことを、六〇年安保の運動者の一人でもあった私は痛感せざるをえない」と述べている. 中嶋によれば、60年安保は日本における「市民社会的成熟」を示す出来事だったのであり、今や中国もそうした段階に到達したというメッセージが言外に込められている¹¹⁾.

社会主義体制をとる国についての同様の認識は、91年のソ連のいわゆる8月革命に際

¹¹⁾ 中嶋嶺雄「鄧小平は勝ったのか」『中央公論』1989年7月号.

して、下斗米伸夫が「ソ連ではじめて『市民社会』と『国家』の争いが行われ、市民が国家に勝利した」という判断を下しているところからもうかがえる¹²⁾. 89 年段階のソ連については、武者小路公秀の「ペレストロイカが出たことによって、民主主義は資本主義側にあり、社会主義は官僚的で、圧制的であるという五〇年代以来の仕組みがひっくり返って、民主主義と社会主義の組み合わせも出てくる」という期待を込めた指摘がある¹³⁾. 社会主義の見通しに関する武者小路の認識の甘さを今日から批判することは容易だが、ここでは89年の思想が圧倒的に後の「新しい市民社会論」の出発点を築くものだったことを、これらの指摘から知ればよい。それはむしろ「新しい」という形容詞さえ付ける必要はないぐらい、古典近代的な市民社会論だった.

ひるがえってわが国を見ると、7月の参議院選挙ではリクルート事件と消費税に対する 反発と宇野首相の女性スキャンダルなどのために自民党は36議席と歴史的敗北を喫し、 46議席を獲得した社会党などの野党が初めて総議席で自民党を上回る結果を出した。中 国やソ連や東欧諸国では共産党の一党支配が市民の批判を受け始めているときに、日本に おいては土井たか子委員長の率いる社会党が与党自由民主党に対する有権者の批判の受け 皿となったのである。

土井委員長は社会党の労組依存を改めて市民の政党にしようとした人である(結果はうまくいかなかった)と同時に、筋金入りの護憲論者だった。社会党に票が集まったのは明らかにリクルート事件などのためだったが、土井社会党としては憲法擁護の平和主義の立場が国民の支持を得たと解釈しても不思議はなかった。翌年の湾岸危機に端を発して92年6月に国会でPKO協力法案が採決を迎えたとき、土井はすでに委員長を退いていた(91年7月に田辺誠と交代)が、社会党は牛歩戦術で抵抗し、ついに60年安保のときにもしなかった議員総辞職願を衆議院議長に提出した(議長はこれを認めなかった)。その社会党(93年1月に山花貞夫が委員長就任)が93年7月の総選挙後には小沢一郎の新生党などと連立を組んで細川護熙内閣を誕生させ、翌年には自民党、新党さきがけとともに村山富市内閣を作って自衛隊と日米安保条約の維持をうたうようになるのだから、有権者の理解を得るのはきわめて困難だった。

日本の戦後史の中で、社会党は社会主義の政党というよりも平和主義の政党だった。そのことは世界的に社会主義政党が蹉跌に直面したときも、この党を生き延びさせる要因となるかに見えた。だが、結果的にこの平和主義をめぐる89年以後の迷走が、同党の勢力を大幅に後退させたと言わざるをえない。それほどに、冷戦の終焉がもたらした安全保障

¹²⁾ 下斗米伸夫「新ロシア革命はどう展開するかー『世界を揺るがした三日間』後のソ連政治ー」『世界』 1991 年 10 月号.

¹³⁾ 武者小路公秀「〈インタビュー〉国際環境の変容をどうみるか」『世界』1989年6月号.

のパラダイム転換のインパクトは大きかったのである.

ところで、宇野内閣は参議院選挙敗北の責任を取って二か月で退陣し、海部俊樹内閣が登場した。リクルート事件に対する世論の批判とは別に、自民党内は依然として竹下派支配のもとにあり、しかも各派閥の領袖はこぞって事件に関与していたから、新鮮味が頼りの海部首相は、近く予定された総選挙で土井社会党に対抗するためにとりあえずかつぎ出された「操り人形」だった。この内閣で翌年、湾岸危機が発生するのである。

1989年を通じて日本の政治は決してほめられたものではなかったが、中国の天安門事件も東欧諸国の自由化もまだいわば対岸の火事だった。それまでの社会主義体制が抑圧的なことは多くの人の知るところであり、それらの地域で市民社会の台頭が見られたことは、旧体制を打破したちょうど二百年前のフランス革命を想起させた。リクルート事件は金権政治と派閥政治是正の手段として衆議院の選挙制度改革の議論をもたらし、こうして90年代前半の日本の政治はこの政治改革のためにささげられることになる。考えてみれば、就職情報誌の刊行で急成長した企業がからむ贈収賄事件と世界における自由化や民主化の波とは、まさに市場のあり方を根本的に変える情報化の進展という同じ土俵の上にあるものだったが、そうした世界共通の大変動のイメージが実を結ぶためには、ソ連、東欧の社会主義体制が最終的に挫折してグローバル資本主義が文字通り地球を席巻するまで、もう少し時間が必要だった。

2. 湾岸危機

89年の12月、アメリカのブッシュ(父)大統領とソ連のゴルバチョフ最高会議議長は地中海のマルタ島で会談して、東西冷戦の終結を宣言した。もとより冷戦という異常な事態には終止符が打たれた方がよいには違いない。しかしながら、冷戦の終焉はまったく新しい国際秩序をもたらす可能性があった。よく知られた議論としては、フランシス・フクヤマの『歴史の終わり』(論文は89年、著書は92年、邦訳も92年)と、少し後のサミュエル・ハンチントンの『文明の衝突』(論文は93年、著書は96年、邦訳は98年)があるが、ここでは『世界』の90年1月号の掲載だから、上述の米ソ首脳会談とほぼ同じ頃に佐々木毅が著した「二〇世紀的政治システムの融解」という文章を見ておきたい。

すなわち、佐々木は、冷戦の終焉がもたらす「『力の拡散』とそれに伴う自由にはチャンスと共に危険が伴うということを誰も否定できない」し、「冷戦の重しがとれることによって、紛争の種が増えるという判断にはそれなりの説得性がある」と言うのである¹⁴⁾.これはきわめて早い時期の不気味な予言だった。佐々木はこの頃『朝日新聞』の論壇時評

も担当していて、そこでフクヤマの論文はアメリカの「自己満足」を反映するが、当時いちはやくそれを批判したハンチントンの立場は「引き締め」論だと位置付けている¹⁵⁾. 結果的にこの場合、悲観論の方が的中し、しかもそれを示す事件は直ちにやって来た.

ところで、湾岸危機に言及する前に、80年代末に登場した「日本異質論」とこの時期の日米関係について触れておきたい。周知のように「日本異質論」にはウォルフレンの「日本問題」論文(87年)やファローズの「日本封じ込め」論文(89年)などがあるが、注意すべきは「日本異質論」と呼べるような指摘は少なくとも戦後早くから存在したことである。この点はたとえば梅垣理郎が編集した『フォーリン・アフェアーズ』の日本関係論文集を読めば明らかであって、日本は民主主義という西洋の政治制度を果たして導入できるのかとか、自由世界の一員となる意思はあるのかという懸念は、戦後すぐの時期には欧米の論者によって広く共有されていた160。その意味での悲観論は、あるいは今日のイラクに対するもの以上だったかもしれない。

だから、日本は主権国家ではないとか、日本には自由市場経済がないといったウォルフレンの改めての指摘も、それらがなされた時代の文脈を理解しなければ本当の意味はわからない。つまり80年代末の「日本異質論」は、日本が一時アメリカを経済的に圧倒する中(そのピークはソニーによるコロンビア映画の買収などがあった89年)で、そうした結果を生んだ日本の政治経済システムの特性(チャルマース・ジョンソンが『通産省と日本の奇跡』で言う「資本主義的開発国家」)に向けられた、フェアでないという苛立ちだった。それはあたかもこの時期に進められた「日米構造協議(SII)」の通奏低音をなす。

プラザ合意以後のマクロ政策協調が効果をあげない中で、日米の貿易不均衡の構造的障壁を取り除くという名目で89年9月に開始された日米構造協議は、90年6月に①貯蓄と投資、②土地利用、③流通、④排他的取引慣行、⑤系列取引、⑥価格メカニズムの六分野についての対日提案をもって決着した。そこには日本が今後10年間で430兆円(!)の公共投資を行うことなども含まれたが、それだけでなく「現金自動支払機の24時間作動」や「酒の販売制限の廃止」のような二百項目に上る詳細な内容があり、「第二の占領政策」と言われるほどの衝撃的なものだった¹⁷⁾。一説によれば、外圧を利用して国内改革を進めるために、外務省は大蔵省や通産省(この両者もライバル関係にある)に対抗して積極的

¹⁴⁾ 佐々木毅「二〇世紀的政治システムの融解」『世界』1990年1月号.

^{15) 『}朝日新聞』1989年12月28日夕刊.

¹⁶⁾ 梅垣理郎編訳『戦後日米関係を読むー『フォーリン・アフェアーズ』の目ー』(中央公論社, 1993年) 所収のサー・ジョージ・サンソムやジョン・フォスター・ダレスの論文を参照. ウォルフレンの「日本問題」論文の翻訳もここに収録されている.

¹⁷⁾ 佐々木毅『政治はどこへ向かうのか』(中公新書,1992年)参照.この本は、同時代的観察としても、また今日から見ても、湾岸危機と政治改革に揺れた日本の政治の非常にすぐれた解説書である。同書には日米構造協議における「アメリカ政府の対日提案項目」の要旨も資料として添付されている。

に情報提供を行ったと言われる¹⁸⁾が、アメリカは日本の消費者の利益を標榜しつつ、内政 干渉とも思える膨大な改革要求を突き付けた。ゆえに、日本の論壇には、石川好のように 「日本は外国から国民の『性格はがし』に出会っているのだ。これは明らかに、ある独立 国に対する最後通牒に近い」という反発も生まれた¹⁹⁾。にもかかわらず、日本側は、リク ルート事件の後遺症が残る中で、竹下派支配と外務、大蔵、通産など、省庁縦割りの官僚 制の上に乗る、脆弱な海部内閣で対応せざるをえなかった。それはバブルの絶頂期の日本 を襲ったきわめて深刻な脅威だった。そして、ほどなく湾岸危機が発生する。

イラクのクウェート侵攻は90年の8月2日である。国連の安全保障理事会は拒否権の行使もなく同日直ちにイラクの無条件撤退を決議(決議660)し、6日には輸出入全面禁止などの経済制裁を決めた(同661)。アメリカはサウジアラビアへの派兵を決定すると同時に多国籍軍の結成を呼びかけ、イギリス、フランスなど、最終的に28か国がそれに参加した。その他、韓国、スイスなど8か国が医療や後方支援のために軍隊を派遣した。11月8日、アメリカは15万人の米軍の増派を発表。29日、国連安保理事会は91年1月15日までにイラクがクウェートから撤退しない場合には武力行使を認める決議(同678)を採択した。その期限を過ぎた17日、米軍を中心にした多国籍軍は空からの攻撃を開始。2月24日には地上軍を投入し、27日に全土を制圧した。アメリカは武力行使の正統性を得るためには国連安保理を最大限に活用し、実際の開戦の決断と戦闘においてはあたかも単独主義を貫いた200。

アメリカの日本に対する要請は、90年8月14日、ブッシュ大統領が電話で海部首相に「掃海艇や給油艦を出してもらえれば、デモンストレーションになる」と述べる形で伝えられた。憲法上の制約を挙げ「何ができるか検討しましょう」と答えた海部首相は、遠回しに断ったつもりだったらしい²¹⁾。そこから日本の困難は始まった。自衛隊の海外派兵はもちろん憲法上の制約からできない。輸送協力や医療団の派遣も、民間に委ねれば、なぜ彼らを真っ先に危険にさらすのかという問題が起こる。とりあえずできるのは多国籍軍への資金提供(これも集団的自衛権の行使に当たる可能性があった)であり、政府は最初8月30日に10億ドル、9月7日に来日したブレイディ財務長官が橋本龍太郎大蔵大臣に強く迫った結果、10億ドルの上積みと周辺国に20億ドル、合計40億ドルの援助を決めた。けれども、アメリカ側の反応は「too little too late」だった。91年1月24日に日本はさ

¹⁸⁾ 田中均, 田原総一郎『国家と外交』(講談社, 2005年) 102-04頁.

¹⁹⁾ 石川好「『日米構造協議』雑感」『中央公論』1990年5月号.

²⁰⁾ 湾岸危機の経過については、佐々木、前掲書、外岡秀俊、本田優、三浦俊章『日米同盟半世紀』(朝日新聞社,2001年)第7章(本田執筆部分)、並びに『近代日本総合年表(第四版)』(岩波書店,2001年)を参照。

²¹⁾ 佐々木, 前掲書, 68頁, 外岡他, 前掲書 410-11頁.

らに 90 億ドルの追加支援を決めるが、「日本はたたけばカネを出す」、カネは出すが「血と汗」は流さないという印象を広めただけだった。「日本異質論」に見られた経済大国日本に対する批判は倍加した。3月11日にクウェート政府がワシントン・ポスト紙に出した「米国と世界の国々にありがとう」の全面広告に掲げられた 30 か国の中に日本の国名がなかったことも、国際的評価を象徴するものとして受けとめられた。

この間,海部政権は90年9月から,人的貢献のための「国連平和協力法」の作成に取り組んだ.しかし,当初から参加する自衛隊員の身分が問題となり,別組織,出向,併任と二転三転した.別組織を主張する外務省と,併任の意向の防衛庁の間で,激論も闘わされたという²²⁾. 法案は10月16日に国会に提出されたが,政府の答弁は混乱し,衆議院も通過しないまま,11月8日,廃案が確定した.以上が,多くの論者によって日本外交のトラウマになったと指摘される²³⁾一連の事態の推移である.

事態の進行とともに、日本の論者はどのような発言を行ったか. 自衛隊の派遣(派兵)に積極的だったのは佐藤誠三郎である. 総合雑誌の『中央公論』は1960年代以来、日本外交に関する現実主義の観点からの論文を多く載せている(ちなみに、中央公論社が読売新聞の傘下に入るのは99年3月から. なお、90年から98年にかけて同誌は『フォーリン・アフェアーズ』と提携関係を持った)が、佐藤はその代表的な論客だった. 湾岸危機の勃発直後、佐藤は「もし日本人が今後もなお『戦後』意識から脱却できず、集団的自衛権の否定に固執し、地域紛争に対し経済的協力以外は何もしようとしなければ、『危険で、きつく、汚い』仕事はしたくないという自分勝手な国であるという国際的批判を免れることはできない」と述べている²⁴⁾. ここで佐藤が日本国憲法を改正するかどうかはともかく、集団的自衛権の行使を容認し、さらに日米安保条約の極東条項の範囲を超えて米軍に対する自衛隊の協力が可能だと考えているのであれば、ある意味で話は簡単である.

けれども、どう考えてもイラクは極東ではないから、さしあたり日米安保に基づく提携はかなわないし、さらにイラクに対する武力行使は、たとえ中心は米軍でも、国連安保理の決議が担保する多国籍軍によるものであった。海部内閣が終始「対米関係への配慮」からしか湾岸危機を捉えない傾向にあった²⁵⁾のは事実だが、日本の対応を考える文脈は、あくまでも冷戦の終焉以後の地域紛争に対する世界的な取り組みにあったと言わなければならない。日本の安全保障政策は何か、必要とされたのは手段ではなく目的であり、思想で

²²⁾ 外岡他, 前掲書, 421頁.

^{23) 「}トラウマ」という言葉を用いているのは、ジャーナリストでは上記の本田(外岡他,前掲書,434頁)、外交官では田中均(田中,田原,前掲書,219頁)である。政治学者の佐々木毅は一連の過程について、「構造協議と同様,敗者はやはり日本の政治」(佐々木,前掲書,99頁)と述べている。

²⁴⁾ 佐藤誠三郎「いまこそ安全保障戦略を転換せよ」『中央公論』1990年10月号.

²⁵⁾ 佐々木, 前掲書, 97頁, 外岡他, 前掲書, 433頁.

あった、そして、日本にはその準備がなかった²⁶⁾、

北岡伸一は、やはり『中央公論』誌上において、「そもそも『貢献』という言葉自体、部外者に対する協力を意味する言葉であって、当事者の使う言葉ではない」と述べ²⁷⁾、やや後に、「湾岸危機の解決のために日本が行なうのは、国際社会の一員としての義務であった。最小限度の義務を貢献とは言わない。…貢献という言葉が出てきたのは、日本がいまだに国際社会の一員として確固たる位置を占めておらず、また国民の間にそのような覚悟が定着していなかったからであろう」と言っている²⁸⁾・北岡の見解は「直接的な軍事力の行使は、憲法違反であるが、国際的に正当化され、要請された軍事行動に協力することは、何ら憲法と矛盾しない。むしろそれは、『正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求』する行為であって、九条の趣旨に合致し、国連憲章に忠実な行為なのである」というものだった²⁹⁾・

にもかかわらず、「国民は、何もしない海部首相、何もしない自民党を支持したのであり、何かをしようとしたとき、これに拒絶反応を示した」300のだ。たとえば、90年11月6日付の『朝日新聞』の調査によれば、国連平和協力法案への賛成は21%、反対は58%、自衛隊の海外派遣については「派遣できるようにする」が15%、「派遣すべきではない」が78%だった。海部内閣が早々に同法案を廃案にした背景にはこのような世論の動向があった。政治家も国民も「平和ボケ」状態にあったと言われても仕方がない310。

北岡の見解は集団的自衛権と集団的安全保障の概念を区別するものであり、小沢一郎幹事長に促された海部首相が国連平和協力法案の審議中の国会で行った答弁とも一致していた。後述するように、小沢はこの見解を 93 年刊行の『日本改造計画』でも貫いている。だが、冷戦の終焉によって国連の機能に改めて息が吹き込まれたにしても、恒久的に集団的安全保障を担保するような仕組みはまだ整っておらず、早い話がアメリカが単独主義に転じたときに日本はどうするのかは依然として闇の中だった。だから、石川好のように、「世界的に、特にアメリカを中心に好戦気分が高まっていた時、あえて『何もしない』と宣言することは恥多いことだろうが、やらかしたことの後始末もせずに生きてきた報いだ

²⁶⁾ 佐々木, 前掲書, 80頁, 外岡他, 前掲書, 433-34頁.

²⁷⁾ 北岡伸一「協調の代価」『中央公論』 1990 年 11 月号、同『日米関係のリアリズム』 (中央公論社, 1991年) では、47 頁。

²⁸⁾ 北岡「非軍事の貢献で何が可能か」『中央公論』1991年4月号. 前掲書,167頁. 後者への収録時にタイトルから「貢献」が落ちている. 当然だろう.

²⁹⁾ 同右, 前掲書, 168頁,

³⁰⁾ 北岡「反米意識のダイナミズム」(末尾に「91年1月稿,未発表」とあり,北岡,前掲書に収録された) 前掲書,65頁.

³¹⁾ 自民党政権の「平和ボケ」を指摘したのは、佐々木毅である(佐々木、前掲書,80頁). 京極純一は、 戦前と比べて戦後は、「日本全体としては、日米安保体制に守られて、超安全感が支配した時代だった」と 述べている(京極、田勢康弘「"金丸"われらが民主政治の精華」『中央公論』1993年5月号).

と覚悟し、日本の政財界リーダーたちが、『何もできません』と各国に説明行脚すれば、 参戦より清貧に甘んじた国として、日本にも何ほどかの名誉は、いつの日にか与えられる であろう」と述べる者も現れた³²⁾。

繰り返して言えば、求められたのは思想であり、日本の国民が自らの安全保障とそのために欠かせない世界の平和のために、社会契約によりいかなる政府を作って活動するのかを内外に説明する物語である。田中直毅が述べたように、「日本国憲法体制『選び直し』のとき」だった33)。言うまでもなく、それは護憲か改憲かの選択よりも深い決断である。

戦後日本の外交路線について、現実主義よりは理想主義を掲げて来た総合雑誌の『世 界』を見よう.そこで最も深く鋭い議論をしたのは,五十嵐武士だった,アメリカ研究者 としての五十嵐はまず「国際的正義に反する侵略に対してアメリカはどこで起きても同じ ように対応するかといえば、必ずしもそうとはいえない」と述べ、武力行使に至った要因 は二つあって、「一つは、中東の主たる友好国であるサウジアラビアに対する脅威であり、 もう一つは、世界的な石油の供給の安定確保ということ | だとみなす、そして、対イラク 制裁について「アメリカ側の日本の協力に対するプレッシャーが非常に強い.いままで経 験しないぐらいの強さであることも事実で…アメリカ側は血も汗も流すのに,日本が汗も 流さないのはけしからんという主張をしてしいるが、「日本にとって現在いちばん重要な ことは何かというと、中東における戦争を自主的に判断する視点を持つということ|だと 述べる、なぜならば、1989年の一日当たりの石油消費量に占める湾岸地域からの輸入量 の比率がアメリカは 11.4% であり、EC 諸国が 31.5% であるのに対して、日本は何と 60.5% であり,クウェートからの輸入量はアメリカが1.7% しか依存していないのに, 日本は 6.3% とはるかに高いからであった、したがって、この地域での紛争解決に力を持 つアメリカへの日本の依存度も高くならざるをえないのだが、だからこその自主的判断の 必要だった $^{34)}$.ここで、その後の事態の展開に少し触れる、

海部内閣に代わり、91年11月に成立した宮澤喜一内閣は本格政権の呼び声が高かった。 しかし、その成立に当たり、竹下派会長代行の小沢一郎が3人の自民党総裁候補者と面談 したことは、依然として竹下派支配が続いていることを国民に示した。その小沢は自民党 の「国際社会における日本の役割に関する特別委員会」の会長として、92年2月に、国 連の指揮下での武力行使は憲法上容認されるという内容の答申を出す。小沢の持論の再度 の表明である。

宮澤内閣のもとで国際紛争解決への人的貢献の問題は、国連平和維持活動協力法

³²⁾ 石川好「戦後処理せぬ報い」『朝日新聞』1990年9月17日夕刊.

³³⁾ 田中直毅「日本国憲法体制『選び直し』のとき」『中央公論』1990年12月号.

³⁴⁾ 五十嵐武士「湾岸戦争と日本一何ができるか、何をしてはならないかー」『世界』1991年3月号.

(PKO協力法) 案として91年秋の臨時国会に提出された.しかし,継続審議となり,翌年の通常国会に持ち越される.同法案は結局6月15日,PKF(軍隊の引き離しとか捕虜の交換など)の部分は凍結して,社会,共産両党の強い抵抗の中,自民,公明,民社,3党の賛成で成立した35).同法は「我が国が国際連合を中心とした国際平和のための努力に積極的に寄与することを目的とする」ことをうたい(第1条),国連平和維持活動とは国連の総会または安保理事会の決議に基づいて武力紛争の終了後に紛争当事者の同意のもとで行うものと定めた(第3条).国際平和協力業務の実施は「武力による威嚇又は武力の行使に当たるものであってはならない」(第2条②).肝心の協力隊として業務を行う人々の身分は、自衛隊員の場合は併任とされた(第12条④).この法律に基づいて、早速9月に自衛隊がカンボジアへ派遣される36).

以上の経緯を踏まえて、雑誌『世界』の93年4月号に、古関彰一、鈴木佑司、高橋進、 高柳先男、前田哲男、山口定、山口二郎、和田春樹、坪井善明の連名で、「共同提言『平 和基本法』をつくろう」が掲載された、それには「平和憲法の精神に沿って自衛隊問題を 解決するために | という副題が付されていた.「共同提言 | は、「他に例をみない日本国民 の精神的脱軍事化は、むしろ戦争に対する真の責任感覚を欠くところに成立したものであ ることを、私達は認めなければならない」と率直に述べる、戦後と呼ばれる時代について も、あえて「日本は気分的に戦争と軍隊に背を向けたが、世界は引き続き世界戦争の時代 であった」と特徴付けられる.進歩的な政治学者,国際政治学者を総結集した観があるこ の「共同宣言」にして、この言葉ありきである。そこにはさらに「平和基本法要綱(案)| として、「最小限防衛力」や「平和・軍縮省(あるいは平和・安全省)」や「国土警備隊」 などの新しい概念や組織の規定が掲げられた、これらの理念を貫くのは、「憲法第九条を 具現化(インプルメンテーション=理念に基づいて、具体的な解決をあたえていくこと) するための叡知 | とされた37).「インプルメンテーション | という言葉は、かつて『世界』 が最も輝いた平和問題談話会の結成当時に、法政部会の報告で蠟山政道の提案に基づき、 「日本は戦争放棄と民主主義を新憲法の根本理念として承認し、非武装国家として再出発 した. しかし今日の国際社会において、この平和民主憲法の Implementation はいかなる ものかということは必ずしも明らかでない [と述べられたことに由来する38). すなわち. 時代はあたかも冷戦が激化する以前にもどり、日本国憲法と国連の活動とが密接にリンク

³⁵⁾ この間の経緯は、前掲『近代日本総合年表(第四版)』による. なお、PKO協力法案の国会審議については、当時首相だった宮澤喜一の証言(御厨貴、中村隆英編『聞き書宮澤喜一回顧録』岩波書店、2005年、295頁以下)がある.

³⁶⁾ PKO協力法,周辺事態法,武力攻撃事態法などは,鎌田慧編『反憲法法令集』(岩波現代文庫,2003年)に収録されていて,参照しやすい.

³⁷⁾ 古関彰一他「共同提言『平和基本法』をつくろう」『世界』1993年3月号.

する機会が生じたとこのグループによって認識されたわけである。彼らは自らを「私達の主張は…いわば『創憲論』的な立場」と称した³⁹⁾。

以上の「共同提言」はどのように受けとめられたか.『世界』は翌々月の93年6月号に「平和基本法-私はこう思う」として識者の意見を集めている.そこで,田中秀征は「日本国憲法が予定したわが国の安全保障は,国連憲章が予定した国際安全保障体制が機能を発揮することを前提としたもの」とし,「平和基本法」に異論はないが,「現時点での必要性を感じていなかったので当惑している」と述べている⁴⁰⁾.田中秀征といえば,この直後に武村正義らとともに自民党から分かれて新党さきがけを作り,なかんずく細川内閣のもとで日本が国連安保理の常任理事国に立候補することにあくまで反対した人である.彼の中での優先順位は、さしあたり政治改革に置かれていたと見るべきか.

もう一つ注目されるのは、共産党の上田耕一郎が、「『共同提言』が、社会党の山花委員長の造語をあえて使って『創憲の道』と自認していることからも、社会党案の理論的裏付けとも見られるもので、『立法改憲』をめざす『創憲論』にほかなるまい」と述べている点である⁴¹⁾. 山花貞夫は93年1月から田辺誠に代わって委員長に就任し、7月の総選挙では社会党を後退させながらも細川連立内閣に加わるのだが、問題は上田の指摘よりもさらに狭く、山花の「創憲論」が必ずしも社会党の全体を掌握していないことだった。そのことは、山花も社会党も閣内にとどまりながら、9月には山花が総選挙敗北の責任をとって、より護憲派の村山富市と委員長を交代していることからもわかる。村山は翌年自社さの連立政権の首相となり自衛隊と日米安保条約の維持を宣言するのだから、それはそれで唐突なのだが、そこにはせっかくの『世界』の「共同提言」が、山花グループの応援団とのみ見られる不幸な政治状況が存在した。

ここからわかるのは、安全保障政策においても社会党の右派は細川政権を支える小沢一郎らと近く、左派はかえって橋本龍太郎や加藤紘一らの自民党の保守本流路線と近いことである。これには冷戦のさなかの講和論争の時代に、吉田内閣と左派社会党が激しく対立しながらも、暗黙のうちに役割を分担して憲法と日米安保条約が共存する体制を作って以来の歴史的経緯があるが、問題は左派にしても、改憲に踏み出そうとする右派にしても、あるいは両者を含めて、従来の安保政策の枠組みを超えるような構想をいかに打ち出せるかにあった。その意味では、小沢路線に近いと見られた北岡伸一が、『世界』の共同提言

³⁸⁾ 平和問題討議会(後の平和問題談話会)の「東京地方法政部会報告」『世界』1949年3月号、なお、上述の「共同提言」に加わった山口二郎は、それに先立って、93年1月号の『世界』に「戦後平和論の遺産」を書き、その中でこの言葉の由来について触れている。

³⁹⁾ 古関他「共同提言『平和基本法』をつくろう」前掲『世界』.

⁴⁰⁾ 田中秀征「憲法の本格的な展開を」『世界』1993年6月号.

⁴¹⁾ 上田耕一郎「『立法改憲』めざす『創憲』論」同右.

とほぼ同じ時期に、やはり「自衛隊の存在と意義、そして国連の平和活動への積極的な協力をうたった安全保障基本法を制定」することを提起した⁴²⁾のは、名称こそ異なるが、「平和基本法」の考えと重なる可能性を持っていた。けれども、当時においては政治的な連立も思想的な連携も確かなコンセンサスを得るためには、遠くよりもまず近くの陣営を固める必要に迫られていたと言わざるをえない。

時代は明らかに大きく転換しつつあった.戦後長年にわたって日本の平和主義の道を思想的に切り開いて来た坂本義和が97年に、「私は以前から、日本の国連PKO参加そのものには賛成だったし、九〇年代に議論が起こった時には、自衛隊ではなく別組織をつくるべきだという立場だった」としつつ、「冷戦終結後の『人道的介入』の例を、思想の問題としてどう受けとめるかという問いを、冷戦後の平和主義や護憲の立場は避けることはできない」(傍点、原文)と述べ、「冷戦の終結とは、それほど深く私たちの思考の再構成を要求するような、大きな歴史的変動の現われではないか」という認識を示している43)のは、やはりこの人にしてこの言葉ありきだった.一方、92年の著書で「いったい日本政府はこの数十年間、国際社会で名誉ある地位を占めるために何をしてきたのか」を根本的に問うた佐々木毅は、その時点で「政治とカネを超えた政治の総合的改革が必要であること」を強く訴えた44).これはまたその後の長い道のりを暗示するものだった.

イラクによるクウェート侵攻が起きた 1990 年は, 60 年安保からちょうど 30 年目に当たっていた.このときもし 90 年安保と呼べるような日本の市民社会の動きが直ちに生まれていれば、日本の安全保障政策は新たな時代に対応する国民的基盤を獲得できたかもしれない.しかしながら、ときの政府与党において積極的な外交・安保政策を打ち出すことはなく、それに対抗すべき野党や言論・思想界においても有力な代案に向けて合意を調達することは困難だった.各種の世論調査は、先に少し見たように、もっぱら当惑する国民の姿を伝えていた.

湾岸危機への対応の遅れから生じたトラウマの解消は、あたかも高まりつつあった金権 政治批判の大合唱とともに、政治改革という新たな課題の実現に求められた。小沢一郎の ような政治家が金権政治の是正を超えて強力なリーダーシップの確立を求めていたことは 事実である。だが、政治改革は、さしあたりは政界再編を経由する、すさまじい権力闘争 だったと言わねばならない。もちろん多くの国民はテレビに釘付けになった。しかし、政 治家も国民も、その関心は改めて内向きになった。安全保障政策そのものへの関心は再び

⁴²⁾ 北岡「歴史と憲法と平和の条件」『This is 読売』1993 年 2 月号。同『政党政治の再生』(中央公論社, 1994 年) 108 頁。

⁴³⁾ 坂本『相対化の時代』72,74,75頁. 同名の論文(この部分を含む)の『世界』初出は97年1月号.

⁴⁴⁾ 佐々木, 前掲書, 99 頁.

遠のいた. それが何を意味するか. 次節以降で考えよう.

3. 政治改革

政治改革をめぐる政治過程はもちろん日本の安全保障をめぐる政治過程ではない。日本の 90 年代前半において政治改革という課題が登場したことは、むしろ安全保障という課題を背後に退かせたと言ってもよい。外に向けられるべき人々の目は、国内に閉ざされた。北朝鮮の核開発疑惑に揺れた 93 年から 94 年の前半にかけて、日本の連立政権は与党の組み合わせを代えて細川、羽田、村山と受け継がれ、その間ずっと事務方の内閣官房副長官を務めた石原信雄が一人首相官邸の孤塁を守ったというエピソードは、「漂流」していたのは日米同盟ではなくて日本の政治だったことを雄弁に物語っている⁴⁵⁾。

けれども、政治改革の一つの目標は従来よりも強力なリーダーシップの確立にあった. 政治改革の発端がリクルート事件にあった限り、それは何よりも金権政治と派閥政治の是正を企図し、そのために衆議院の選挙制度を中選挙区制から小選挙区制と比例代表制を組み合わせたものへ変更するという議論に収斂したが、選挙制度改革の目的は政策中心の選挙にすることや政権交代を起こしやすくすることやカネのかからない選挙にすることだけでなく、与党の党首でもある首相の実質的権限を強化することにも存在した。小沢一郎のような政治家がこの最後の論点だけを言うと、それは彼が金権政治を生んだ田中角栄や金丸信の嫡流である事実を隠蔽するための主張のように思われたが、小沢の問題関心が湾岸危機の期間に自民党の幹事長として海部内閣を支えた、というよりは支えきれなかった自己の切実な経験に発していたことは、改めて述べるまでもなかろう。

ただし首相のリーダーシップの強化は、制度改革によるだけでなく、有権者国民がそれを真に理解し、支持しなければ成立しない。国外へ向けて首相が強力なリーダーシップを発揮するためには、その前提として彼が多くの国民に支持されていなければならず、そのためには政治があるところで内向きになる必要があった。しかし、それに時間がかかれば、対外的な指導力は調達できないというジレンマがある。それはナショナリズムの問題というよりも、政治的な関心のナショナルな規模での共有如何という問題である。20世紀から21世紀への転換期に日本の政治が直面したのはそのような状況だった。

この文脈においても、当時にあって状況を鋭く見抜いていたのは佐々木毅だった. すな

⁴⁵⁾ 冷戦の終焉と湾岸危機から日米安保再定義までの90年代前半の日米安保体制について、「漂流」という 形容は多くの論者によって用いられている。そのものずばりでしかも大著なのは、船橋洋一『同盟漂流』 (岩波書店、1997年)。

わち、佐々木は、あたかも選挙制度改革の実現と刺し違えるかのように政権の座を降りた 細川内閣に対して、「『政治改革政権』の『構造改革』政権への歩みは容易ではなく、『構造改革』問題は広い政治的基礎によって支えられるという条件を欠き、『構造改革』政権 は慢性的な負担過剰状態に追い込まれることになった」と述べている。佐々木の関心はや はり、「『カネがかからなくなるかどうか』式の議論ばかりでは政治改革問題をあまりに単純化し、政治の環境や課題とあまりに無縁な、百年一律式の政治改革論になってしまう」 ことを懸念するところにあった⁴⁶⁾。だが、選挙制度が変わっても、それで最初に総選挙が 実施されるのは 96 年になってからであり、しかも制度の効果を政治家と有権者がともに 学習するにはさらに時間がかかった.

今日のわれわれは、昨年 2005 年の小泉純一郎首相による衆議院の解散と総選挙における自民党の勝利の経緯を知っている。93 年の時点では自民党内で従来の中選挙区制を支持し、小選挙区制の導入に強く反対していた小泉が首相になり、政党幹部に公認候補者決定の権限が集中する小選挙区比例代表並立制の特徴を最大限に生かして圧勝を遂げる。これを多少とも首相のリーダーシップの強化と見るならば、そこまでに 10 年余りの歳月が費やされているのである。あたかも敗戦から 55 年体制の成立までの時間に相当する。

話が先に行き過ぎたので、元にもどし、日本の安全保障政策をめぐる議論に密接に関わる部分の政治改革の政治過程を見ることにしよう。注目されるのは、まずやはり小沢一郎の政策展開である。小沢の著書『日本改造計画』が世に出るのは93年5月である。論壇では、雑誌『世界』に「平和基本法」制定の「共同提言」が載り、北岡伸一が「安全保障基本法」の制定を言うのとほぼ同時期であり、しかも政治改革をめぐって自民党の分裂が起こる直前の、小沢にとってはグッド・タイミングだった。

すでに述べたように、強いリーダーシップの確立を求める小沢の政治改革の主張が展開されるきっかけになったのは湾岸危機だった。「90年の湾岸戦争は日本にとって苦い教訓だった」と小沢はこの本で述べている⁴⁷⁾.ここでは彼の政治改革構想を記した第一部には触れずに、安全保障の問題を直接論じた第二部「普通の国になれ」から重要な部分を抜き書きしよう。小沢はこう述べる。「私は現在の憲法でも、自衛隊を国連待機軍として国連に提供し、海外の現地で活動させることができると考えている。その活動はすべて国連の方針に基づき、国連の指揮で行われるのであり、国権の発動ではないからだ」。それにしても、「現行憲法には国際環境への対応に関する明確な規定がない」。そこで彼は第九条に次のような第三項を付け加える案を提示する。「ただし、前二項の規定は、平和創出のために活動する自衛隊を保有すること、また、要請を受けて国連の指揮下で活動するための

⁴⁶⁾ 佐々木毅「細川政権とは何だったのか」『中央公論』1994年6月号.

⁴⁷⁾ 小沢一郎『日本改造計画』(講談社, 1993年) 33 頁.

国際連合待機軍を保有すること、さらに国連の指揮下においてこの国際連合待機軍が活動することを妨げない | 条文の修正でなく、追加という提案は卓抜だった。

あるいは、「もう一つの案として、憲法はそのままにして、平和安全保障基本法といった法律をつくることも考えられる。基本法には、すべての主権国家に固有の権利として、日本が個別的自衛権を持ち、そのための最小限度の軍事力として自衛隊を持つこと、また国連の一員として平和維持活動に積極的に協力し、そのために国連待機軍を持つことを明記する [48].

小沢はアジア諸国の抵抗感を考慮して、「国連待機軍を自衛隊とは別に組織する方が、 当面の政策としては現実的であろう」とさえ述べている⁴⁹⁾.以上を見る限り、北岡伸一の 「安全保障基本法」構想はもとより、『世界』の「平和基本法」制定の「共同提言」とも重 なる部分は大きい。これでどうして広範なコンセンサスができなかったのか、不思議なぐ らいだ。あるいはそうした「基本法」の制定をめぐって、もっと賛否の議論が高まってい れば、結果として政府の安全保障政策は市民社会の確かな支持を得られただろう。しかし ながら、当時においてそれは得られなかった。

もちろん,小沢の本が公刊された時点で、PKO協力法はすでにできていた.そのときには社会党は猛烈に反対したが、現実は少なくともPKO協力法の制定までは進んだ.しかし、小沢はPKO協力法の不備を指摘する.すなわち、停戦の合意が破られたときなどは日本の判断で撤収できることになっているが、それでは日本政府に指揮権があるかのように思われ、国連の指揮下に置くことにならないというのだ50).ここは議論が分かれるところだろう.しかし、小沢の方が徹底しているとも言える.問題はその先にある.

すなわち、小沢がそれほどまでに言う国連とは果たして実体があるのだろうか.確かに 湾岸危機の時は多国籍軍が編成され、武力行使を容認する安保理の決議も採択された.だ が、将来において常に同様のことが担保される保証はどこにあるか(現に 2003 年 3 月の イラク戦争開戦のときには国連決議はなく、アメリカは露骨に単独主義にふるまった).

小沢は「アメリカとの共同歩調こそ、日本が世界平和に貢献するための最も合理的かつ 効率的な方策なのである」と述べる⁵¹⁾.「外交に関する私の一つの信念は、アメリカとの 緊密な同盟関係を維持することである」とも言っている⁵²⁾.しかし、そうだとするとどう なるか、前にも述べたが、国連を無視してアメリカが単独主義に踏み切ったとき、日本は どうするのか、加えてアメリカが必ずしも双務的でない日米安保条約を盾に、日本に協力

⁴⁸⁾ 同右, 122-25 頁.

⁴⁹⁾ 同右, 135 頁.

⁵⁰⁾ 同右, 135-36 頁.

⁵¹⁾ 同右, 117 頁.

⁵²⁾ 同右, 33 頁.

を迫った場合, 拒否できるのか. こうしてみると, 小沢の歯切れのよい国連待機軍を国連 の指揮下に送るという構想も, 依然としてあいまいな点を残していたことがわかる. すな わち, 日本に固有の外交・安全保障政策の思想が必要だったのだ.

さしあたり非自民の細川連立内閣ができたときの政策調整では、「連立政権は、わが国憲法の理念及び精神を尊重し、外交及び防衛等国の基本施策について、これまでの政策を継承しつつ、世界の平和と軍縮のために責任及び役割を担い、国際社会に信頼される国づくりを行う」とされた⁵³⁾.憲法や軍縮への言及はあるが、要するに「これまでの政策を継承」であり、非自民にしては新鮮味に欠けた。それとても、小沢の当初の要求は「維持」であり、社会党は「尊重」だったのを、4日間かけて「継承」になったという⁵⁴⁾.

政治改革は政界再編を伴っており、その間、新しい政党の離合集散が激しかった。新しく誕生する政党は、他の諸政策と同様に安全保障政策についても独自のものを掲げたが、それらは必ずしも確定的なものではなかった。個々の有力な政治家は確定したものを持っていて、それらの組み合わせで決まるということでも必ずしもなかった。彼らの各々にしてからが、多分に流動的な要素を持っていたのである。上述の小沢の場合もそうだったと言うべきである。97年末の新進党解党後に小沢グループは自由党を名乗り、まもなく自民党と連立して99年に周辺事態法を成立させるが、その連立も解消されて、今度は民主党に吸収合併される過程がそれを示している550。

日米安保維持の保守である自民党と憲法擁護の革新である社会党が、冷戦の終焉によってともに流動化したとき、そこでのアマルガムからいかなる安全保障政策の選択肢が出て来うるかというと、一つはやはり小沢の「普通の国」路線であり、もう一つは軽武装国家、新党さきがけの武村正義の言葉を使えば「小さくともキラリと光る国」56)だった。皮肉な

⁵³⁾ この時期に結成された新しい政党の結党宣言や連立政権の合意文書は、朝日新聞政治部『政界再編』(朝日新聞社,1993年)に資料として収められている。なお、拙著『政治家の日本語』(平凡社新書,2004年)88-96 頁も参照。

⁵⁴⁾ 平野貞夫『日本を呪縛した八人の政治家』(講談社, 2003年) 78頁, 前掲拙著, 90頁参照.

⁵⁵⁾ 樋渡由美は90年代の日本の安全保障政策の変化を、国際的要因からではなく、日本国内の各政党の政策を「独立変数」として説明することを試みている(「政権運営一政党行動と安全保障ー」樋渡展洋、三浦まり編『流動期の日本政治』東京大学出版会、2002年、所収). すなわち、自社さの連立政権では日米安保再定義の裏側で普天間基地返還の合意が見られたのに対し、その後の自自連立では周辺事態法が成立した. 自民党を中心にして保革連立ではよりハト派的、保保連立ではよりタカ派的な政策が実現されたと見るのである. しかし、私見によれば、周辺事態法の成立時には自由党として存在した小沢グループは、93年当時は非自民の連立を、そして03年以後は民主党への吸収合併(樋渡論文の発表はこれ以前だが)を選択しているのであり、小沢そのものを不変の「独立変数」とみなせるかどうかは疑問である. 2006年4月、小沢が民主党代表に就任したのをきっかけに、『日本改造計画』が内容を改めずに復刊された. 同時に刊行された証言の中で小沢は日米同盟よりも国連を重視するかのような発言をしている(五百旗頭真他編『90年代の証言 小沢一郎 政権奪取論』朝日新聞社、2006年、188頁). 従来の姿勢が貫かれていると思われるが、彼が政権を取ったときにどうなるかはわからない.

⁵⁶⁾ 武村正義『小さくともキラリと光る国・日本』(光文社, 1994年).

ことに、両者はともに細川連立政権の与党になる。二つの立場の止揚もありえぬことではなかったかもしれない。たとえば、当時日本新党を率いた細川護熙は93年4月刊行の著書で、自分たちは「従来からの一部自民党の第九条を削除していわゆる"普通の国"になろうという改憲論とも違うし、また、平和憲法の名の下に、一国平和主義に安住し国際的活動への人的貢献は好ましくないと考えている多くの野党陣営とも異なる」と述べている。その上で、やはり「条文を付加することによる憲法改正を主張する」と言うのだった57)。

ここでは意図的にか、いくつかのものが混同されている.「普通の国」が小沢路線ならばそれは第九条削除論ではないし、むしろ自分たちの条文付加路線に近いはずである.また、この時期の日本新党は武村や田中秀征の新党さきがけと密接な連携関係にあったことを思い起こせば、細川は武村や田中の「小国主義」路線に対しても理解があるはずだった.細川は両者の止揚を考えつつ、思い悩んだのかもしれない.そして、政界再編の行く末と同様に、結局は小沢路線を選択したと見るべきかもしれない.その代わり、さきがけの「小国主義」は、日本が国連安保理の常任理事国に立候補することにあくまでも反対するという形で純粋化した58).惜しむらくは、その立場が、従来の社会党の非武装中立政策に代わるほどの広がりを、この時点で持ちえなかったことだろう。新党さきがけは政治過程に彗星のように登場し、そして消えて行った.

非自民の細川、羽田孜内閣に代わった自民、社会、新党さきがけの村山内閣は、「自衛隊と日米安全保障条約を維持し、近隣諸国間の信頼醸成活動に力を入れつつ軍縮を進める」という合意事項を作成した⁵⁹⁾. 社会党にとっては画期的でも、これではしかし従来の自民党とほとんど変わらない。仮にそれまでの日本の安全保障政策が自民、社会両党の意図せざる合作の結果であり、あたかも自民党がアクセルで社会党はブレーキだったのだとしても、それでは冷戦の終焉を受けて連立を組んだ両党が、ともに手を携えていかなる速度でどこへ向かうのかについては、十分な説明がなされなかったと言わざるをえない。

こうしてひとまず政治改革の政治過程は、1993、94年の段階では、政治的リーダーシップの強化についても、新たな安全保障政策の提示についても、明確な解答を出せずに終わったのである。

⁵⁷⁾ 細川護煕編『日本新党・責任ある変革』(東洋経済新報社, 1993年) 19-20頁.

⁵⁸⁾ 武村, 前掲書, 183 頁以下, 田中秀征 『さきがけと政権交代』(東洋経済新報社, 1994年) 202 頁以下, 前掲拙著, 97-102 頁参照.

⁵⁹⁾ 日本経済新聞社編『「連立政権」の研究』(日本経済新聞社,1994年)〈資料編〉190頁,前掲拙著,93-96頁参照.

4. 95年の思想

1995年は戦後50年目の年だった。それは前からわかっていた。だが、95年1月と3月、予期せぬ出来事が相次いで日本を襲った。阪神・淡路大震災とオウム真理教による地下鉄サリン事件である。そして、この二つの出来事は多くの人々を震撼させ、改めて市民社会の安全とは何か、それはいかにして確保されるのかという問題を突き付けた。

阪神・淡路大震災に際して、社会党の村山首相を仰ぐ政府の危機管理体制や初動の対応には不備が目立った。そのことについて、科学史家の米本昌平は次のように言っている。「国の初動の遅れに対して、伝統的な保守派は『自衛隊を正当に扱ってこなかったつけ』と主張し、左派は『これが危機管理体制のとめどもない強化につながる危険』を指摘した。しかしこの旧来型の反応は双方とも、当初からどこか時代遅れの雰囲気を漂わせていた。むしろ震災を契機に確認できたことは、自衛隊に対する一般のわだかまりはとっくになくなっていたこと、そして、自衛隊の幹部がその能力と法的権限とをよくわきまえていたことである [60]。

米本によれば、「阪神大震災は、戦後日本の精神構造を非常に深いところで変えてしまった」。人々の安全保障に対する思想的態度の変化が起きたのだ。それにはもはや軍事的意味だけでなく、テロ対策、保健衛生、環境保全、そしてとりわけ地震のような自然災害からの安全確保が総合的に含まれるようになった。日本の社会は他の先進諸国と同様に、そうした事柄に取り組むための成熟度をすでに有しているというのが米本の認識だった⁶¹⁾・

周知のように、阪神・淡路大震災をきっかけに多くのボランティア活動が行われ、日本における市民社会の存在が確かめられた。後に長野県知事になる田中康夫は大阪のホテルに泊まってバイクで物資を神戸に送り届ける日々を続け、「出来ることを出来る範囲で行なうのがボランティアなのだと思う。そして、阪神大震災とは、イデオロギーに関係なく人々がボランティアし得た、初めての契機となるのではないか」と述べている⁶²⁾。

地震がともかく自然の災害だとすれば、宗教教団による無差別テロは市民社会に対する 攻撃であるとともに、市民社会に潜む心の闇を知らしめる事件でもあった。この事件の被 害者を取材した作家の村上春樹は、本稿の視角から見てきわめて重要な指摘を残している。

⁶⁰⁾ 米本昌平「震災が切断した戦後精神史」『中央公論』1995年4月号. 同『知性学のすすめ』(中央公論社, 1998年)には、「阪神大震災と安全保障概念」と改題されて、収録されている.

⁶¹⁾ 同右。

⁶²⁾ 田中康夫『神戸震災日記』(新潮文庫, 1997年) 17頁. この部分の初出は『週間 SPA!』1995年2月15日号.

「人は、物語なしに長く生きていくことはできない、物語というものは、あなたがあなたを取り込み限定する論理的制度(あるいは制度的論理)を超越し、他者と共時体験をおこなうための重要な秘密の鍵であり、安全弁なのだから」と村上は言う、オウム真理教の麻原彰晃は、それがどんなに荒唐無稽でも、教団のメンバーに一つの物語を提供した。それに対して、「我々が平常時に〈共有イメージ〉として所有していた(あるいは所有していたと思っていた)想像力=物語は、それらの降って湧いた凶暴な暴力性に有効に拮抗しうる価値観を提出することができなかった $^{[63]}$.

もちろん村上も多くの人々が事件に対して誠実に勇敢に対応したことを認める.しかし, あのような犯罪に対する備えが総じて社会の側に欠けていたこと,それのみならず事件に 必要な調査・分析を加えて,そこから今後の教訓を引き出すことも必ずしも十分ではない という事実がそこにはあった⁶⁴⁾.何よりも求められたのは危機管理のさまざまな方法とい うよりも、日々の市民社会の営みを思想的に支える市民の物語だったのではあるまいか.

ちなみに、この1月と3月の出来事の直後に、東京都民は青島幸男を、大阪府民は横山ノックをそれぞれ知事に選出している。東京都の場合、対立候補はあの北朝鮮の核開発疑惑のときに事務方の内閣官房副長官として官邸の孤塁を守った石原信雄だった。この結果をどう考えたらよいか。青島の公約は鈴木俊一前知事が推進した世界都市博覧会の中止だったが、有権者が求めたのは自分たちが知事を選ぶという手ごたえではなかったか。

そうした観点に立つとき、経済学者の伊丹敬之が、現下の日本が直面しているのは「安全保障不況」だとみなし、「日本の安全保障のシナリオを作るのは、基本的には政治の役割である。国家の方向づけの問題である。その政治に対して、不信感がある。頼りなさがある」と述べたのは注目される。そうしたシナリオがなぜ必要かと言えば、「第一に、安全保障の不安が日本の企業と消費者の両方にたいして、経済活動のためらいを生む。そのために投資需要と消費需要の顕在化が妨げられる。第二に、日本の安全保障のシナリオのなさ、弱さは、日本を国際的にあいまいあるいは弱い立場に置き、国際的な国家間競争や摩擦での日本のオプションをせばめ、弱くする」からである。伊丹によれば、戦後の日本はこれまでに50年代半ばと70年代半ばの二度の停滞を経験して来たが、後者が石油ショックを克服する経済的存立基盤の問題だったのに対して、当面する90年代半ばのそれは50年代半ばと同様に日本の安全保障の不透明さに由来する。そこで、「第二の「六〇年」が来る必要がある」と言うのである65)。60年安保の記憶が呼び起こされているのである。市民社会による政府の役割の再設定、本稿の視角から言えば、社会契約の結び直しが求め

⁶³⁾ 村上春樹『アンダーグラウンド』(講談社文庫, 1999年) 750, 766頁.

⁶⁴⁾ 同右,766 頁以下.

⁶⁵⁾ 伊丹敬之「『安全保障不況』の日本」『中央公論』1995年9月号.

られていたと解釈される.

さて、阪神・淡路大震災とオウム真理教事件は期せずして戦後 50 年を画するものとなったが、この節目の年はまたわれわれの歴史認識の問題をも浮かび上がらせた。ここではまず戦後 50 年の国会決議と、8 月 15 日の村山首相談話を見よう。

戦後 50 年を契機とする国会決議の採択は、自社さの連立政権が発足するときの合意事項だった。しかし、実際に文案の作成を始めてみると各党の見解の相違は埋めがたく、結果はきわめてあいまいなものになった。ポイントになるのは、「世界の近代史における数々の植民地支配や侵略的行為に思いをいたし、我が国が過去に行ったこうした行為や他国民とくにアジアの諸国民に与えた苦痛を認識し、深い反省の念を表明する」という部分である⁶⁶⁾。これでは世界の国々がしたことを日本もしたにすぎないと言っているようなものである。6月9日の衆議院本会議の採決では、野党の新進党のみならず与党からも大量の欠席者が出た上に、肝心のアジア諸国の理解も得られなかった。

その後の終戦記念日に閣議決定の上で発表された村山談話は、「わが国は、遠くない過去の一時期、国策を誤り、戦争への道を歩んで国民を存亡の危機に陥れ、植民地支配と侵略によって、多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大の損害と苦痛を与えました。私は、未来に過ち無からしめんとするが故に、疑うべくもないこの歴史の事実を謙虚に受け止め、ここにあらためて痛切な反省の意を表し、心からのお詫びの気持ちを表明いたします」と述べた⁶⁷⁾。これは今日の小泉内閣に至るまで、日本政府の公式の見解としてアジア諸国の一定の理解を得るものとなっている。

ここで注目されるのは、この談話が上記の引用の前に、「敗戦後、日本は、あの焼け野原から、幾多の困難を乗りこえて、今日の平和と繁栄を築いてまいりました。このことは私たちの誇りであり、そのために注がれた国民の皆様一人一人の英知とたゆみない努力に、私は心から敬意の念を表するものであります。ここに至るまで、米国をはじめ、世界の国々から寄せられた支援と協力に対し、あらためて深甚な謝意を表明いたします」という記述を持つことである⁶⁸⁾。つまり、日本の「今日の平和と繁栄」に対する「誇り」が先に述べられ、「米国」だけが特に名指しで感謝された後に、「アジア諸国の人々」に対する「痛切な反省」が出る組み立てになっている⁶⁹⁾。この文章の運び方は、95年から段階的に発表され、97年に単行本となった加藤典洋の『敗戦後論』を思わせるものがある。次に、この本と、その周辺に存在した諸問題について一瞥しておきたい。

^{66) 『}朝日新聞』1995年6月10日, 前掲拙著, 102-08頁参照.

^{67) 『}朝日新聞』1995年8月15日夕刊.

⁶⁸⁾ 同右.

⁶⁹⁾ 前掲拙著では、この点は指摘したにとどまり、十分に論じることができなかった。

加藤典洋の議論は、日本国憲法の平和主義と民主主義はアメリカの軍事力を背景に他律的に押し付けられたものであり、そこには「ねじれ」と「汚れ」があるというものだ。「ねじれ」と「汚れ」の意味は重なるようにも思えるが、さしあたり前者は軍事力による平和主義の強制のような逆説のこと、後者は戦争で生き残った人が結果として死んだ仲間を裏切ることと理解しておこう。加藤は占領下の憲法制定について、美濃部達吉や津田左右吉や中野重治や太宰治らの人々はそれが「ねじれ」を含んでいたことを理解していたと言う70)。これはナショナリズムの発露を最優先に置く考え方で、もし平和主義や民主主義の追求を優先させれば評価は異なると思われる。しかし、そうすると、加藤によれば、天皇の命令で戦って亡くなった人々を見捨てることになる。

見捨てないためには、「日本の三百万の死者を悼むことを先に置いて、その哀悼をつうじてアジアの二千万の死者の哀悼、死者への謝罪にいたる道」を編み出さなければならないと彼は言う71). これに対しては、直ちに、「なぜその『侵略者』への『哀悼』を、被害者への『哀悼』や『謝罪』の『先に置く』ことを求めるのか」という批判も寄せられよう72). 「ねじれ」とか「汚れ」という否定的な言葉には留保を付けたいと思うが、加藤の趣旨はおそらく戦争中と戦後を一貫する「われわれ」(それを「国民」と呼ぶことを加藤は回避しない)という主体を立ち上げなければいかなる行為も意味をなさないというところにあったと思われる。ここでも、あえて言えば戦後史の物語が求められていた。

歴史認識の問題に関しては、95年7月に藤岡信勝らによって「自由主義史観研究会」が作られ、96年12月に「新しい歴史教科書をつくる会」に発展した。ここで、その活動の内容を詳しく述べることはしない。ただ当時ある座談会で、小森陽一が「つくる会」の歴史認識を批判する立場からそれを、「バブル経済が崩壊し、政治的には五五年体制が崩れ、経済大国日本の国家と国民をめぐる大きな物語が崩れて、誰も新たな物語を提示できない中で、過去を読み換えることによって物語らしきものを再編成」する試みとして位置付けている73)ことを紹介しておきたい。藤岡らの試みは、一例を挙げれば、「日本は…必死で西洋文明の導入に努めた」とか「明治の日本人はどんなにか心細かったであろう」という記述74)に見られるように、日本国家を擬人化しそれに激しく感情移入する観点から書かれていた。けれども、すべての物語は不用であり、脱構築されるべきであるのか。戦後

⁷⁰⁾ 加藤典洋「敗戦後論」『敗戦後論』(ちくま文庫, 2005年) 特に 16, 30, 39-43, 46, 47 頁など. この論文の初出は『群像』1995年1月号.

⁷¹⁾ 同右,84頁.

⁷²⁾ 高橋哲哉「汚辱の記憶をめぐって」『戦後責任論』(講談社学術文庫,2005年)215頁.この論文の初出は『群像』1995年3月号.

⁷³⁾ 成田龍一他「対話の回路を閉ざした歴史観をどう克服するか?」『世界』1997年5月号.

⁷⁴⁾ 西尾幹二他『新しい歴史教科書(市版本)』(扶桑社,2001年)184頁.

史は、そして、日本の民主主義の歴史は、いかに書かれるべきなのか。われわれはやはり 歴史に意味を付与する誘惑から逃れられないように思われる⁷⁵.

結. 再定義と新展開

ここまでの叙述は 1989 年に発し、90 年代半ばまで到達している。90 年代日本の思想変容というテーマからすれば、ようやく半分を終えたにすぎない。しかしながら、この後、時代は反転する。日本経済は回復の兆しを見せたかに思われ、それを頼りに 97 年 4 月からの消費税率の 3% から 5% へのアップや橋本内閣の財政構造改革が行われるのだが、11 月の北海道拓殖銀行の破綻や山一證券の自主廃業などの相次ぐ金融危機を背景に再び一気に落ち込む。財政政策に関する政治の決定構造の変化も、安全保障政策に関するそれといわばパラレルの道を歩み、リーダーシップの強化はなかなか達成されないのだが、経済領域はここでは論ずべき事柄ではない。ここで注目されるのは、日本の安全保障政策に関する分野で、90 年代後半にあたかも時計の針を巻きもどすかのような現象が起きたことである。そして、そうしたプロセスは、本稿でこれまで追跡して来たような議論の流れを一時的に見失わせる効果を伴った。

その経緯⁷⁶⁾をまず簡潔に示すと、96年1月に村山に代わって首相の座に就いた橋本は、2月に訪米してクリントン大統領との会談で沖縄の普天間基地の返還を話題にし、クリントン訪日を控えた4月12日、モンデール大使との共同記者会見で、米軍戦力の維持を前提に5年から7年以内の同基地の返還を発表した。この「返還」は現実には「県内移転」にすぎず、その後今日まで移設案をめぐって事態は紛糾するのだが、基地返還のインパクトは大きかった。引き続き14日にはペリー国防長官との会談で78年策定の「日米防衛協力のための指針(ガイドライン)」の見直しに同意する。これらを踏まえて17日のクリントン大統領との日米首脳会談で、「日米安全保障共同宣言」に署名がなされるのである。ちなみに、新ガイドラインはそれから1年半後の97年9月に策定された。

「日米安保共同宣言」では、「米国が引き続き軍事的プレゼンスを維持することは、アジア太平洋地域の平和と安定の維持のためにも不可欠である」との認識が示され、約10万

⁷⁵⁾ 小熊英二は網野善彦との対談で、すべての歴史叙述はその受容を含めて考えるとき、「物語」の機能を果たすことを指摘している、網野は「学問」と「物語」を峻別するが、本稿の立場は小熊に近い、小熊『対話の回路』(新曜社,2005年)178頁以下.

⁷⁶⁾ 日米安保再定義の政治過程については、外岡他、前掲書、第9章(本田執筆)、前掲、船橋洋一『同盟漂流』、前掲『近代日本総合年表(第四版)』を参照.「日米安保共同宣言」と新ガイドラインは、外岡他、前掲書に資料として収録されている.

人の兵力の維持が明言された.ここで従来の日米安保条約における「極東」に代わって「アジア太平洋地域」が頻繁に登場することが重要である.そして,78年のガイドラインの見直しが改めてうたわれ,「両首脳は,日本周辺地域において発生しうる事態で日本の平和と安全に重要な影響を与える場合における日米間の協力に関する研究をはじめ,日米間の政策調整を促進する必要性につき意見が一致した」と述べられた.これを受けて,97年の新ガイドラインでは,「日米同盟関係の基本的な枠組みは,変更されない」とされながら,「この指針の目的は,平素から並びに日本に対する武力攻撃及び周辺事態に際してより効果的かつ信頼性のある日米協力を行うための,堅固な基礎を構築することである」と規定された.これが小渕内閣での99年の周辺事態法並びに小泉内閣での03年の武力攻撃事態法などの有事法制の制定につながるのである.すなわち,日本の安全保障政策の中心は改めて日米安保体制に置かれることになったわけだ.

もとよりここに至るまでには、さまざまな要因があった.日本側にはまず冷戦期の76年に作られた「防衛計画の大綱」を見直す動き(新大綱制定は95年11月)があり、細川内閣が発足させた「防衛問題懇談会」(樋口広太郎座長)は、羽田内閣を経て村山内閣になった94年8月に「日本の安全保障と防衛力のあり方」と題するリポートを提出した.そこには日米安保体制の充実に先立って「多角的安全保障協力の促進」の言葉があり、それは具体的には冷戦の終焉を受けた国連協力だった.一方、アメリカ側では94年9月にハーバード大学の国際政治の教授を務めたジョセフ・ナイが国際安全保障問題担当の国防次官補に就任する.そのナイのイニシアティブによって、95年2月に国防総省の「東アジア戦略報告」(通称ナイ・リポート)がまとめられるのである.そして、これが上述の「日米安保共同宣言」の土台となった.日米安保の「再確認」もしくは「再定義」と呼ばれる試みである.

時期的にはあたかも細川、羽田、村山と自民党でない首相の内閣が続いていた。しかも 93 年から 94 年にかけては北朝鮮の核開発疑惑をめぐる緊張が、さらにこれは「共同宣言」の直前だが、96 年 3 月には台湾での初めての総統選挙に合わせて中国が台湾周辺の 海域でミサイル発射実験を行うという出来事も発生した。アメリカ側から見て、また連立 政権の行方を見守っていた日本側の外交・防衛官僚にとっても、状況が「同盟漂流」771と して受けとめられたとしても無理はなかった。加えて、95 年 9 月に沖縄で 3 人のアメリカ兵による少女暴行事件が発生し、沖縄県民の米軍基地並びに日本政府に対する怒りは頂

⁷⁷⁾ ナイたちアメリカ側の見方については、船橋、前掲書、254 頁を参照、なお、日本の「国民は『有事』を考えるより『祈り』に逃げたかった」ことについては、321 頁、「九三年から間断なく続く政治の空白」については、323 頁、日米同盟に対する市民レベルでの関心は薄く、「事務方同盟」と揶揄されたことについては、495 頁を参照、

点に達した. そうした中での「日米安保共同宣言」であり、そこに特に沖縄について「米 軍の施設及び区域を整理し、統合し、縮小するために必要な方策を実施する」とうたわれ たゆえんだった.

それでは、以上の経緯は国内的にはどのような議論を呼び起こしたか、『世界』の96年7月号は「新日米安保体制とは」という特集を組んでいるが、そこで水島朝穂は、「厳格な平和主義条項をもつ日本国憲法は、有事法制を含む軍事・非常事態法制の存在それ自体を規範的に遮断・否定している。『極東有事』で検討されている内容は、武力行使と一体化ないし密接不可分かどうかを問わず、米軍の戦力構成に不可欠な兵站部門を担うというだけで違憲であり、許されない」と述べている78)、つまり、明らかに議論は冷戦期のそれに近いところまでもどってしまった。日米両政府が日米安保の再定義を進め、日本側がそれに合わせて周辺事態法と有事法制の制定へと至る道のりは、それを批判する勢力の理論的根拠を冷戦期のそれと同様のものに引きもどしたわけである。ここで注目するのは、いかなる外敵や紛争が想定されているかの違いではなく、日米安保体制に反対する立場の思考方法の連続性である。だから、「周辺事態」とは何を指すのかをめぐる議論、政府のそれは地理的な概念ではなく、事態の性質に着目するものだという説明は、40年前の安保改定に際しての「極東の範囲」をめぐる議論の再現となった。

前田哲男は、同じ特集の中で、「日米安保共同宣言」において従来の「極東」が「アジア太平洋地域」に変更されていることについて、かつての講和、安保改定、沖縄返還なみの国民的議論が必要なのに、それがないことへの懸念を表明している⁷⁹⁾。前田の指摘はもっともであり、「共同宣言」は確かに日米安保条約の対象領域の拡大並びに後方支援という形での米軍に対する協力の拡大なのだが、それに反対する論拠は要するに反米と言うに尽きる。日本の安全保障政策が果たして従来のままでよいのかという問題意識はどこへ行ったか、『世界』は翌97年中にも「『新安保翼賛体制』の成立?」(6月号)という特集を組み、さらに「新ガイドラインって何だ?」と題する別冊を出しているが(10月)、それらを貫く基本的なトーンは上に紹介したのと同じである。

同時期の『中央公論』には目立った論稿はないが、その中で注目されるのは当時外務省 北米局の審議官だった田中均の寄稿である⁸⁰⁾. 田中は冒頭で、「行政官が個人的意見を発 表するということは本来好ましいことではないかもしれない」と断っている。あえてする のは、安全保障政策については「充分な国内論議を経た国内的コンセンサスかあることが 望ましい」からである。田中によれば、「地球規模の戦争の引き金となる恐怖により抑圧

⁷⁸⁾ 水島朝穂「『有事法制』とは何か」『世界』1996年7月号.

⁷⁹⁾ 前田哲男,竹田いさみ「アジア太平洋に多国間安保は可能か」同右.

⁸⁰⁾ 田中均「新時代の日米安保体制を考える」『中央公論』1996年12月号.

されてきた局地的紛争の芽は依然として存在するばかりか、むしろこれが顕在化する危険は増えた」。それに対して、「社会党の変化により、状況は大きく変わった。今や国内的にはタブーのない議論が可能となっている」。しかし、「一方では…米軍への基地の提供が不安定化するという事態となっている」。それが特に国土の0.6%に75%の米軍基地が集中する沖縄の問題であることは言うまでもない。

こうして田中は、米軍の前方展開はアメリカのためにもなるのだから決して日米安保条約は片務的ではないし、今や東西対立に代わってアジア太平洋地域の安定が課題であること、その上で戦略と基地を吟味することを前提に、「危機が発生した周辺地域からの諸国民の退避輸送や難民の収容といった事項は、安保条約の権利義務に直接係わることではない」が、行うべきだと提言し、同時に国内体制の整備も進めるべきだと主張する。加えて米軍基地の整理、統合、縮小は日米の共同作業であることが強調される。田中のこの認識が、その後の周辺事態法と有事法制の制定に向けて、強力なエンジンとなったことはまちがいない。

田中はこの論文で、何が集団的自衛権の行使に当たるかという議論ではなく、「日本としての主体的判断」が必要だと述べている。周辺事態法は99年5月に成立するが、その際の政府の国会答弁を聞いた西原正は「我々に同盟を守る気概があるのか」と以下のように問いただしている。ときあたかも民族浄化を企てるユーゴスラビアに対してNATOの空爆が行われた直後だった。「国会で激論の的となった『周辺事態』とは、今回のコソボ問題の場合、ユーゴ空爆のための拠点基地を提供したイタリアや大量難民を短期間のうちに抱えたアルバニア、マケドニアなどの周辺国が直面した事態に相当する。もし朝鮮半島で大規模な紛争が起きれば、沖縄や本土の基地はイタリアのアビアノ空軍基地の役割を果たすことになる。また大量の難民が朝鮮半島から日本海に出れば、日本は人道上も安全保障上もこれら難民を救出しなければならない。NATO諸国は難民支援のため大規模の軍隊を派遣した。これだけの覚悟をしておかなければならない」81)。

しかしながら、日米安保の再定義をめぐる国内の議論は必ずしも活発にはならなかった。 周辺事態法の制定と前後して国旗・国歌法、通信傍受法、改正住民基本台帳法などが成立 し、それらを推進した自民、自由、公明の連立政権(正式な発足は99年10月)に対して は、『世界』も「ストップ!自自公暴走」を掲げた緊急増刊号を出すなどしたけれども、 対決の構図はかえって冷戦の時代と変わりばえがしないものになった。いわゆる自自公は 衆議院でこそ357議席を占める巨大与党だったが、小渕内閣にとってはそもそも参議院で 過半数を確保するためのいわば苦肉の策だった。

⁸¹⁾ 西原正「我々に同盟を守る気概があるのか」『中央公論』1999年8月号.

そうした中で、この時期に主に『中央公論』を舞台に活躍した論客の一人に寺島実郎がいた。寺島は「柔らかい総合安全保障論の試み」と題して、在日米軍基地の縮小と多国間地域安保への段階的移行を提言した⁸²⁾。彼によれば、世界でも米海軍が「独占的な優先利用権」を有するのは横須賀、佐世保とキューバのグアンタナモのみというほど、そもそも日本の基地は特異なものである。したがって、まず「日米地位協定」を「NATO軍地位協定・ボン補足協定」なみに改定すべきである。その上で、当時 64 億ドルの駐留米軍経費の日本側負担分を「二〇年目でゼロとすることを目標に基地縮小を目指すのはどうか」と提案する。ここではそうした具体案の妥当性が問題なのではない。寺島の提案の背景に、「日本が独立国である限り、どんなに時間をかけても外国の軍事基地を日本の主権性の中に解消すべきであり、基地を縮小しながら日米の防衛協力を継続進化させることは可能」だという問題関心のあることが、中長期的な展望として注目されるのである。

こうしてさまざまな立場から、「主体的判断」や「気概」や「主権性」が求められたけれども、90年代後半の日本において安全保障をめぐる活発な国民的議論は起こらなかった。世紀をまたいで、2001年の9月11日、アメリカ、ニューヨークでアルカイダにハイジャックされた二機の旅客機が相次いで世界貿易センタービルに激突する光景が展開されたとき、日本国民は冷戦の終焉と湾岸危機以来の新たな日本の安全保障の方法を求める宿題が、決して果たされていないことを知ったのである。だが、それを検討するためには、稿を改めなければならない。

⁸²⁾ 寺島実郎「柔らかい安全保障の試み」『中央公論』1998年1月号. 同『国家の論理と企業の論理』(中公新書,1998年)では,156-59頁.